

# 一般社団法人 WOLFING

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 WOLFING と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県瀬戸内市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

当法人は、不登校・障がい等で生き辛さを感じる子ども、引きこもり等で生き辛さを抱える若者に対し、安心していただける居場所の提供を行い、自己肯定感、自尊心を高めるような取り組みや、自らの人生を自らの力で切り拓いていけるよう支援を、特定の思想や信条に左右されることなく行うことで、社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 不登校、障がいを持つ子どもを対象とした下記事業

① 福祉事業

② 教育事業

③ 前記①②に付帯又は関連する事業

(2) 引きこもりの若者を対象とした下記事業

- ① 福祉事業
- ② 教育事業
- ③ 職業紹介事業
- ④ 前記①から③に付帯又は関連する事業

(3) 上記の社会貢献事業を全国に広げるための下記事業

- ① コンサルティング事業
- ② 研修事業
- ③ 教材及びコンテンツ開発と販売事業
- ④ 広告宣伝事業
- ⑤ 芸術、音楽、スポーツなどの各種イベント運営事業
- ⑥ 小売及び卸売事業
- ⑦ 不動産事業
- ⑧ 研究会・講演会・講習会等の開催
- ⑨ 会員制事業
- ⑩ 旅行事業
- ⑪ 前記①から⑩に付帯又は関連する事業

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ③ 特別会員・名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者等で特別会員、名誉会員として代表理事が推薦した個人及び団体

（会員の資格取得）

#### 第6条

当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

（会費）

#### 第7条

特別会員及び名誉会員を除く会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

#### 第8条

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 未納会費があるとき、これを指定期日までに全納しなければならない。

（除名）

#### 第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

#### 第10条

会員は前2条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。正会員については、一般社団法人法上の社員としての地位を失う。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び定款に定めた事項に限り、決議することができる。

(開催)

第14条

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、理事の過半数の決定によりあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

第16条

総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は，社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条

社員総会の決議は，法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず，次の決議は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条

社員総会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

2 議長及び社員総会にて選任された議事録署名者 2 名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 21 条

当法人に，理事 1 名以上 5 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とし，代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条

理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

#### 第 23 条

理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

#### 第 24 条

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

#### 第 26 条

当法人は、役員一般法人法第 111 条第一項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 27 条

当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 28 条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 29 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 30 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 8 章 附則

### 第 31 条

当法人の公告は，電子公告により行う。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，官報に掲載する方法により行う。

### 第 32 条

当法人の最初の事業年度は，当法人設立の日から平成 31(2019)年 12 月 31 日までとする。

### 第 33 条

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は，次のとおりとする。

設立時理事及び設立時代表理事                      中西 俊介

### 第 34 条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は，以下のとおりとする。

氏名	住所
中西 俊介	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 3 2 7 4 番地
島田 茂	岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍 7 1 8 5 番地 3
能登 大次	岡山県美作市東谷上 1 4 5 4 番地

### 第 35 条

本定款に定めのない事項は，すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上，一般社団法人 WOLFING の設立のため，この定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 中西 俊介 印

設立時社員 島田 茂 印

設立時社員 能登 大次 印